

旧都城市民会館の方針 決定について

平成31年2月
宮崎県都城市

■説明事項

- 1 解体方針の決定(H19)
- 2 南九州学園への貸与
- 3 南九州学園からの返還の申し出
- 4 返還申入れに対する本市の対応
- 5 市議会全員協議会での表明
- 6 日本建築学会との関係①
- 7 市民アンケートの結果
- 8 民間企業等からの提案(1回目)の結果
- 9 日本建築学会との関係②
- 10 提案期間の延長
- 11 スケジュールの見直し
- 12 民間企業等からの提案(2回目)の結果
- 13 都城市の方針

1 解体方針の決定(H19)

H16～ 市民会館管理運営対策プロジェクトチーム発足

H17.07 市民会館存続問題市民懇話会

市民会館存続問題意見交換会

H17.12 市民会館管理運営対策PT報告

H18.03 市民会館を守る会(民間)が発足

H18.10 **総合文化ホール開館**

報告⇒市民会館は、総合文化ホール開館後速やかに解体し跡地を公共施設の用に供する

市民アンケートの結果

4,000人対象 45.3% 回収

「存続」は15.9%に留まり、**82.9%の市民は「解体」**を求めた。

一方で、「守る会」が保存を求める6,000人分の署名を提出

H19.01 **市民会館休館** H19.03 **閉館**

H19.02 市は、市民会館の解体を発表

H19.09 **解体費補正予算可決(2.5億円)**

H19.09 市民会館再生利用に関する請願 否決

議論を尽くし、市は解体方針を決定！

2 南九州学園への貸与

H19.10 南九州学園が貸与要望を提出

- 県内大学が保有する劇場型講堂やサテライトスタジオのように、各種行事及びイベント会場として使用したい。
- 改修経費は、都城キャンパス開設補助限度額20億円に含め、補助の対象にしてほしい。アスベスト除去工事等は市で実施願いたい。

H20.04 アスベスト除去工事 ～H20.08

H20.12 南九州学園に20年間無償貸与を議決

H21.03 都城市と使用貸借契約を締結

～平成41年3月31日までの契約

同時期に、学園では都城キャンパスの**新研究棟建設**
と既存建物改修に着手

⇒補助金の全額をキャンパス開設費に充当。**旧市民会館の改修に至らず**

2 南九州学園への貸与

H23.05 旧市民会館活用に向けた南九州学園の検討

○旧都城市民会館利用検討委員会を設置し、検討を進めるが、改修方法、改修費用の調達など課題が大きく、結論に至らず。

H26.09 鹿児島大学等への協力依頼

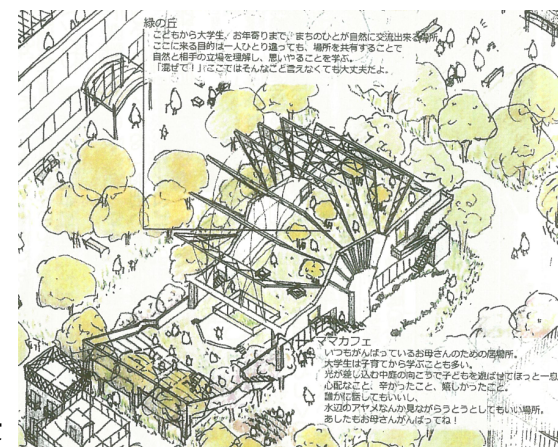
○経緯について共通理解。保存活用の可能性について示唆を求める。

H26.11 耐震構造診断の必要性や手法等について示唆を求める。

H27.11 概算の改修経費の算出について協力依頼。算出に至らず。

H28.05 日本建築学会情報設計小委員会の提案 コンペ作品の可能性を検討

○提案者の大阪工業大学建築系研究室に、概算の改築費の算出依頼。算出に至らず。



3 南九州学園からの返還の申し出

H29.12 南九州学園からの返還の申し出

○旧市民会館の老朽化が進行し、学園が自ら活用することは困難と判断

- ①旧市民会館を返還したい。
- ②都城市及び市民の皆様に謝罪したい。
- ③社会的責任を果たすために、返還後の市の対応の検討に協力する。
- ④返還後の都城市の対応に対し、協力金を支払う。

○専門コンサルタントによる試算(抜粋)

手法	内容	想定費用
部分保存	部分的に解体し、他の用途に転換して保存活用	15～40億円
民間貸与	文化振興や観光価値等を創出可能な事業者に貸与	0.5億円+α
無形保存	全面解体し、記憶を模型、映像、VR等で伝承	1.9～2.4億円

4 返還申入れに対する本市の対応

H29.12 南九州学園からの返還の申し出

○本市は、次の理由で、申し出を受け入れる方向とした。

- ① **老朽化**が進み、リスクも顕在化し、**不安が増大**
- ② 専門家による検討の結果、**改修には多額の費用**を要することが改めて判明
学園で対応できる範囲を超えている、と判断
- ③ **謝罪**と、今後の都城市の対応に**協力金の支払**を申し出るなど、学園の誠意に理解
- ④ 旧市民会館を**放置し続けることは社会的に問題**

4 返還申入れに対する本市の対応

H30.03 都城市の基本方針(市議会全員協議会で表明)

○原点に戻り、基本的には、「旧市民会館は解体せざるを得ない」との考
え方に立ち、今後の方針を次のとおり決定

- ①H19の解体予算可決という市議会の意思を尊重
- ②人口減少対策、子ども子育て支援などの優先すべき政策課題が山積。本市のみで、旧市民会館の保存費用を負担することは極めて困難
- ③アイデアのみの主張に応じることはできない。
- ④民間企業等による保存活用の財源の確保に目算のある提案があれば、それを尊重して判断

5 市議会全員協議会での表明

H30.03 南九州学園の謝罪

○理事長が南九州学園の計画の甘さを認め、反省と謝罪の意を表明するとともに、旧市民会館を本市に返還したい旨を正式に表明

H30.03 本市の対応方針

- ①市民アンケートを再度実施し、意見を尊重
- ②民間企業等からの財源確保に目算のある提案を公募し、実現性を判断
- ③実現性の高い保存活用案があれば採択
- ④採択できる保存活用案がなければ解体し、その記憶・記録を模型や映像等で伝承

6 日本建築学会との関係①

H30.03 日本建築学会等の関係機関を訪問

○菊竹建築設計事務所の勧めで、DOCOMOMO Japan、国立近現代建築資料館、環境システム研究所を訪問

○次のスケジュール(当初計画)を提示

- ① 平成30年4～5月 市民アンケート実施
- ② // 4～6月 民間提案の受付
- ③ // 8～9月 方針を決定・議会に説明

○日本建築学会から、「より専門的な見地から検討した内容を示して、アンケートの実施や民間企業等からの提案を受けるべき」との要請

H30.04 都城市民会館再生活用計画検討特別委員会を設置

○日本建築学会長自ら委員長に就任。各分野の専門家による調査研究に着手。6月には報告をとりまとめる方針を表明される。

6 日本建築学会との関係①

H30.04 スケジュールの見直し(1回目)

○日本建築学会の要請を受けて、スケジュールの見直しを実施

- ① 平成30年4～6月 広報・相談受付
- ② // 6～7月 民間企業等からの提案表明受付
- ③ // 7～8月 民間企業等からの提案受付
※実質的に5箇月間の検討期間を確保
- ④ // 7月 専門的な見地から検討した再生活用案を付して市民アンケート実施
- ⑤ // 9月 市民アンケートの結果・民間企業等からの確実性のある提案内容を踏まえて市の方針を決定

6 日本建築学会との関係①

H30.06 特別委員会の「再生活用計画」報告書を公開

○旧市民会館は、構造耐力上健全性を有しており、多くの耐力壁や柱に十分な耐力があるため、大規模な耐震改修の必要性はない。

○概算工事費(基本工事費のみ。内装費用等は除く)を提示

手法	内容	想定費用
暫定利用	ホールは閉鎖。増築部分を事務室等として利用	0.22億円
1階部分活用	ホールは閉鎖。増築2階部分を撤去。1階を活用	4.82億円
屋根撤去 1階活用	ホール屋根を撤去。2階増築部分を撤去。1階を活用	6.06億円
全体活用	ホール屋根補修。ホールは劇場以外で活用。1階も活用	8.22億円

H30.07 再生活用報告(会場:都城工業高等専門学校)

H30.08 再生活用報告 Part2(会場:Mallmall未来創造ステーション)

7 市民アンケートの結果

H30.07 旧市民会館に関する市民アンケート結果

○市民アンケート実施内容

実施期間：平成30年7月4日(水)～25日(水)

対象者：満20歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人

添付書類：日本建築学会の報告書の概要等を添付

調査内容：旧市民会館を今後どうしたらよいと思いますか。

☐保存活用する ☐解体する

○アンケート結果

83.5%の市民が、「解体する」と回答

	対象	回答人数	回答率	保存活用	解体	無回答
前回 H18.12	4,000人	1,812人	45.3%	15.9% (288人)	82.9% (1,503人)	1.2% (21人)
今回 H30.07	4,000人	1,377人	34.4%	15.3% (210人)	83.5% (1,150人)	1.2% (17人)

8 民間企業等からの提案(1回目)の結果

H30.08.15 民間企業等からの確実性のある提案なし

参加表明企業 1件

○世界に畜産イノベーションを広げていくための日本の発信基地として活用。大企業等からの出資を募り、財源を確保するプランで、市にも運営費用等の負担を求める内容。

確実性のある提案内容を求めたところ、提案書の提出には至らず。

相談企業^(連結売上高2000億円超) 1件

○オフィスやスポーツジムなどの業務系ビルとしてテナントに転貸
初期投資を10億円と見込み、自己資金及び銀行融資で賄う案
駐車場不足への対応、改修費用及び入居テナントの確実性について
期限内に精度を高めることができず、提案に至らず。

※企業名の公表は、募集時の情報公開規定によりできません。

9 日本建築学会との関係②

H30.08 日本建築学会との協議

【都城市】

本市の基本的な考え方は全く変わっていない。財源確保について確実性のある民間企業等からの提案がなければ、解体もやむを得ない。

【日本建築学会】

世界的にも極めて高く評価され、我が国の近代建築物の中でも貴重な建築物であり、別格の存在
民間提案に関心のある企業等がまだ複数ある。提案期間の延長を。

H30.08 学会からの期間延長のお願いと確約事項

○次の点を確約する内容の文書が送達された(次ページのとおり)

- ①提案期間の延長は、平成31年1月末日までとする。
- ②責任をもって最大限の努力を払い民間企業の参画を働きかける。
- ③採択できる民間提案がなければ、解体手続き着手もやむを得ない。
- ④更なる提案期間の延長は申し入れない。

9 日本建築学会との関係②

建学発 2018 第 0107 号

2018 年 8 月 31 日

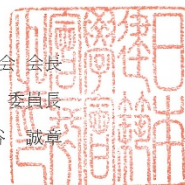


宮崎県都城市長 池田 宜永 殿

一般社団法人 日本建築学会 会長

同 都城市民会館再生活用計画検討特別委員会 委員長

古谷 誠章



都城市民会館再生活用計画に対する事業提案期間の延長のお願い

平素より、わが国建築文化の発展向上、建築資産の価値の保全にご尽力を賜り、日本建築学会を代表して心から感謝申し上げます。

今般は、戦後わが国を代表する建築家の一人であり、世界的に著名な菊竹清訓氏設計の都城市民会館の再生活用計画検討に関し、特段のお計らいをいただきましたことに、重ねて感謝を申し上げます。貴市の市民会館は全国に数ある戦後復興期の近代建築物を代表するものであり、丹下健三氏による東京オリンピックの会場となった代々木の屋内運動場などとともに、世界的にもきわめて高く評価され、わが国の近代建築遺産として、将来の世界遺産の視野にも入り得る貴重なものと確信いたします。

本年 3 月にわざわざ都城市から日本建築学会をご訪問いただき、この市民会館の去就につきまして詳しくご説明を伺いました。無償貸与中の南九州学園様よりの返納を受けて、住民アンケートを経て取り壊しのご意向を伺い、かねて保存を要望しておりました本会として大変驚愕したところです。しかしながら、この建築を再生保存し、十分に活用することができる民間の事業者がいれば、貸与もやぶさかではないとお言葉をいただき、直ちに会長直接の指示により特別委員会を立ち上げて、実測等に基づく再生活用の可能性調査を行い、現状の報告といくつかの活用提案を差し上げたところであります。

日本建築学会長名での送達文書

その後、これに関心を示す民間企業も複数あり、前向きに市への応募を検討してくれた企業もある中で、いかにせん事業計画を取りまとめるには、企業としてあまりにも時間が短く、今月までの限られた期間の中で、ある程度の事業成否の確証を持って応募を行うことは難しいと、各社とも異口同音に訴えています。そこで、これらの企業に加え、今後新たに検討を開始する企業に対して、2019（平成 31）年 1 月末日までの間、検討の期間を与えていただけますようお願いいたします。日本建築学会は一般社団法人ではありますが、その活動内容からひととき公益性を求められる学術団体であり、当会自身で市民会館を借り受けて施設運営を行うなどの事業を担うことはできませんが、来年 1 月までの期間中に、これまで同様に引き続き責任を持って最大限の努力を払い民間企業の参画を積極的に働きかけることをお約束します。なお、結果として不幸にして貴市が採択できる民間提案が見出されなかった場合には、解体の手続きに入られることはやむを得ないこととして、さらなる提案期間の延長を申し入れることはいたしません。

わが国は第二次世界大戦中の空爆などにより、多くの戦前の貴重な歴史遺産を失っております。そんないわゆる焼け跡からの復興期に、近代日本の再興を願う当時の先駆的な人々が、次代を担う多くの若い世代の人材育成のために、渾身の力を込めた都市づくり、まちづくり、郷土づくりに努められた成果が、各地に建設された幾つもの輝かしい戦後近代建築に結実しております。しかしながら、今日ではそれらの多くも耐震上の理由や老朽化などにより、次々と取り壊されつつあるのが実情で、現在に残るものの中では、都城市民会館は確実に全国で五指、十指に入る屈指の建築であると言えます。

戦災で多くを失った私たちは、もうこれ以上貴重な先人の歴史を失いたくないと、切に願っています。幸運にも私たちの願いが届き、この都城市民会館が保存再生された暁には、日本建築学会が学術団体としてお役に立てることに關して、最大限のご協力をさせていただきたいと思っております。

10 提案期間の延長

H30.09 提案期間を延長(市議会全員協議会で表明)

- 本市が自ら保存活用する考えはないが、民間企業等からの提案は尊重
- 日本建築学会から、**関心のある民間企業等が複数あり、引き続き責任を持って自ら民間企業等に働きかけを行なうことで 保存活用の可能性**があるとの強い訴えあり。
- 日本建築学会が、民間提案期間を平成31年1月末日まで延長することについて、**文書にて強い覚悟**を示された。
- 市としては、これまでの経緯、アンケート結果、周辺住民のご意見、放置することのリスク等を総合的に考慮すれば、**これ以上の民間提案期間の延長をすることは考えていない。**

○提案期間を 平成31年1月末日まで延長

11 スケジュールの見直し

H30.09 スケジュールの見直し(2回目)

○次のとおり、見直しを公表し、民間提案の募集を再開

- ①平成30年9月～ 民間提案受付(再延長)
- ②平成30年12月まで 提案概要の説明期限
※提案の概要について、都城市に説明する期限
- ③平成31年1月末日 民間提案受付期限
- ④平成31年2月 市の最終的な方針表明
- ⑤平成31年3月 必要に応じ予算計上

※民間企業等からの財源確保の確実な提案がなければ、平成31年度当初予算に解体費用等を計上し、市議会に提案
※予算可決後に、南九州学園との使用貸借契約を解除

12 民間企業等からの提案(2回目)の結果

H30.09 民間提案期間の再延長(募集継続)

H30.11.24 第1回シンポジウム開催(日本建築学会主催)

H30.12.16 第2回シンポジウム開催(〃)

○日本建築学会が、旧市民会館を責任をもって活用いただける企業等を広く募ることを目的に都城市内で開催

H30.12.28 日本建築学会から中間報告

○提案概要の説明期限であることを踏まえ、日本建築学会から、「関心のある企業数社と交渉中である。」との中間報告あり。

H31.01.31 民間企業等からの提案なし

○期限である平成31年1月末日までに、日本建築学会からも、民間企業等からも具体的な提案なし

13 都城市の方針

- 都城市は、旧市民会館問題を重要課題と捉え、約15年もの間、真剣に向き合ってきた。
- 南九州学園から旧市民会館の返還申出があった時点で、市としては、平成19年当時の解体予算可決、という原点(解体方針)に戻ったもの。
- 日本建築学会等の意向を受けて、民間企業等からの活用提案期間を延長して対応したが、民間活用の提案がなかった。

13 都城市の方針

○優先すべき政策課題が山積する中、改修保存に市が多額の費用をかけることは、多くの市民の意思に沿うものではないと考えている。

○方針決定を先延ばしにすることは、周辺住民の不安を訴える声に応えず、安全管理上の問題も存置することになり、行政のとるべき対応ではない。

旧市民会館の解体は、やむを得ないと判断。平成31年度当初予算案に、解体費等を計上。

※メモリアル事業費(記念誌・模型など)も併せて計上予定



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市総合政策部総合政策課

電話 0986-23-7161